

国家公務員の人事費の総額の削減の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人事費の総額の削減を図るための施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とするものとすること。

二 国の責務

国は、国家公務員の人事費の総額の削減を推進するため必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすること。

(第二条関係)

第二 基本方針等

一 基本方針

国家公務員の人事費の総額については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算し

て五年を経過した日の属する年度以降の各年度におけるその額が、平成二十六年度におけるその額からその百分の二十に相当する額以上を減少させた額となるよう、次に掲げるところにより、削減を行うものとすること。

① 国家公務員の総数について、次に掲げるところにより、純減をさせること。

イ 国の行政機関の地方支分部局の統合、廃止及び合理化により、施行日の属する年度から五年度以内に三万五千人以上の純減をさせ、このうち二万人の純減については、施行日の属する年度から三年度以内に行うこと。

ロ イに掲げるところによるほか、施行日の属する年度から五年度以内に二万人以上の純減をさせる」とこと。

② 国家公務員の給与等について、次に掲げるところにより、減額を行うこと。

イ ロに掲げる措置に先立つて、速やかに、国家公務員の給与等の額について、平成二十六年四月一日における国家公務員の給与等の額と比較して、平均して百分の十に相当する額以上の削減を行うこと。

口　国家公務員の給与等の水準について国民の理解を得られるようにする観点から、施行日の属する年度から五年度以内に、人事院において、常時使用する従業員の数が一人以上の民間の事業者における従業員の賃金に関する実態に基づき、かつ、国の財政状況を踏まえ、国家公務員の給与に関する勧告が行われるようにするものとし、当該勧告の内容が国家公務員の給与等に適切に反映されるようすること。

二 実施計画

(第三条関係)

- 1 政府は、一の基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、国の行政機関の職員の人事費の総額の削減の実施のための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないものとすること。
- 2 内閣総理大臣は、実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならないものとすること。
- 3 内閣総理大臣は、2による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、実施計画を公表しなければならないものとすること。

4 2及び3は、実施計画の変更について準用するものとすること。

(第四条関係)

三 法制上の措置等

政府は、基本方針及び実施計画に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとすること。

(第五条関係)

第三 総人件費削減推進本部

一 設置

国の行政機関の職員の人件費の総額の削減を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総人件費削減推進本部（以下「本部」という。）を置くものとすること。

(第六条関係)

二 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

- ① 実施計画の案の作成及び実施の推進に関する企画及び立案並びに総合調整
- ② ①のほか、国の行政機関の職員の人件費の総額の削減の推進に関する企画及び立案並びに総合調整

に關すること。

(第七条関係)

三 組織等

本部は、総人件費削減推進本部長（内閣總理大臣をもつて充てる。）、総人件費削減推進副本部長（国務大臣をもつて充てる。）及び総人件費削減推進本部員（本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。）をもつて組織するものとすること。

（第八条から第十二条まで関係）

四 設置期限

本部は、その設置の日から起算して五年を経過する日まで置かれるものとすること。

（第十四条関係）

五 その他本部について所要の規定を置くものとすること。

第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。ただし、第三は、公布の日から起算して一月を

超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

（附則関係）